

山鹿市有料広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発行する「広報やまが」（以下「広報」という。）及びインターネット上で公開する山鹿市ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の内容)

第2条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) その他広報及びホームページに掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載に関する基準は、別に定める。

(広告の掲載順位)

第3条 広告の掲載順位は、次のとおりとする。ただし、同順位の広告が2以上あるときは、申込み順によるものとする。

- (1) 事業内容が公共的性格を有する企業等に係る広告
- (2) 市内に事業所等を有する企業等に係る広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の広告

(掲載の申込み)

第4条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載を希望する広告の原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

2 1回につき申込みのできる広告の掲載回数及び掲載期間は、次のとおりとする。

- (1) 広報 1回、3回又は6回
- (2) ホームページ（1月を単位とする。） 1月、3月又は6月

(広告掲載の決定等)

第5条 市長は、前条の申込書を受理したときは、内容を審査の上、広告掲載の可否を決定し、広告掲載通知書（様式第2号）又は広告不掲載通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

2 広告掲載通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、掲載広告の完全な版下又はデジタルデータを市長に提出するものとし、市は一切、内容の修正等を行わないものとする。なお、版下の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告の規格及び掲載料)

第6条 広告の掲載場所、規格及び掲載枠数は、次のとおりとする。

(1) 広報

- ア 掲載場所 1日号の案内板のページ最下段
- イ 規格 1枠当たり縦49ミリメートル、横177ミリメートル
- ウ 掲載枠数 1掲載号につき最大4枠

(2) ホームページ

ア 掲載場所 トップページ内の市長が指定する位置

イ 規格 1 枠当たり縦 5 0 ピクセル、横 1 4 6 ピクセルのバナー広告。ただし、画像形式は G I F (アニメーション可) 又は J P E G によるものとし、容量は 1 0 キロバイト以下とする。

ウ 掲載枠数 最大 8 枠

2 広告の掲載料は、別表のとおりとする。

(掲載料の納入)

第 7 条 広告主は、市長が指定する期日までに、掲載料を納入しなければならない。

(掲載料の返還)

第 8 条 既納の掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責によらない理由で広告を掲載できなかった場合は、掲載料を返還することができる。

(広告掲載の取消し)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定又は掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに掲載料を納入しないとき。

(2) 指定する期日までに広告版下を提出しないとき。

(3) その他広告の掲載に支障があると市長が認めるとき。

(その他)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日から施行する。

別表 (第 6 条関係)

掲載回数又は掲載期間	金額 (1 枠当たり)
1 回又は 1 月	1 5, 0 0 0 円
3 回又は 3 月	4 3, 6 5 0 円
6 回又は 6 月	8 5, 5 0 0 円

様式第1号（第4条関係）

広告掲載申込書

令和 年 月 日

（あて先）山鹿市長

〒
住 所
（申込者）氏 名 印
電 話
F A X
Eメール

広報やまが又は山鹿市ホームページに、次のとおり広告を掲載したいので、原稿を添えて申し込みます。

1 掲載希望期間

(1) 広報（ただし、各月1日号のみ）

月1日号から 月1日号まで

(2) ホームページ 年 月から 年 月まで

（リンクするホームページのURL： ）

2 広告の掲載原稿 別紙のとおり